

02-03 64歳以下の人への  
ワクチン接種が始まります

04 介護保険料を改定します

05 3年度  
後期高齢者医療保険料を決定

06-07 投票日は7月18日(日)  
兵庫県知事選挙  
川西女性起業塾

08-09 市政情報トピックス

10-19 お知らせコーナー

20 参画と協働の芽  
我が子のための行動が  
自分や他の親子のために

21 食と育つ  
消費生活センターだより  
生きる

22-23 フォトニュース

24 Kカルチャー  
児童文学作家  
梓加依さん

災害に備える ウェブで事前に確認

避難情報や最新の防災マップを市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)で公開。災害への備えとして事前に確認してください。



問い合わせ 危機管理課 ☎072(740)1145

介護保険  
改定します  
介護保険料を

負担限度額認定と高額介護サービス費も見直します

問い合わせ 介護保険課 ☎072(740)1148

介護保険料を改定

第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定します。介護給付費などが今後増加することが見込まれるため、基準月額が510円引き上げられ、5200円(年額6万2400円)になります。各段階の介護保険料は下表の



アマネジャーまたは施設に提示してください。

負担限度額認定などを見直し

介護保険施設へ入所した場合などの食事代と居住費の軽減に必要な「負担限度額認定」と、毎月の利用者負担額が高額になった場合に一定額を超えた部分を払い戻す「高額介護サービス費」が8月から見直されます。

負担限度額認定については、預貯金などの資産要件や施設に短期入所した際の食費などの見直しが行われます。該当する人で、申請(更新)手続きが済んでいない人は、手続きしてください。

高額介護サービス費については、医療保険の上限額に合わせて市民税課税世帯の上限額を細分化。8月利用分から見直されます。

詳しくは、市ホームページ(左の2次元コードからアクセス可)で確認してください。

市ホームページ  
はこちら

高齢者  
3年度後期高齢者  
医療保険料を決定

後期高齢者医療被保険証を簡易書留で送付します

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎072(740)1108

保険料額決定通知書を送付

3年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。年間の保険料は、皆さんが等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。なお、保険料額

控除額が10万円引き上げられますが、この見直し後も低所得世帯の軽減が従来通り適用となるように、判定所得基準を変更します。詳しくは、7月中旬に送付する被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度の概要」を確認してください。

7月中旬に被保険者証を送付

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の人に交付する後期高齢者医療被保険者証と限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新は、毎年8月1日です。対象者に7月未までに新しい被保険者証を送付します。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付することが難しい場合は、保険収納課☎072(740)1177まで。

また、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金は、2年中の収入額(3年度の住民税課税所得を含む)をもとに判定しますが、世帯状況の異動や所得の更正により、変更することがあります。

収入額が一定以下の人は  
申請で1割負担になります

負担割合が3割と判定され

ている人のうち、収入額が一定の基準額以下の人は、申請することで、1割負担となります。該当する可能性のある人には、6月下旬に申請書を送付しています。申請書を7月8日(木)までに提出して認められると、8月1日(日)から1割負担となった被保険者証が送付されます。8日を過ぎて提出された場合は、いったん3割負担の被保険者証が送付されますが、申請が認められると、申請月の翌月から1割負担となった被保険者証が送付されます。詳しくは医療助成・年金課へ。

▼介護保険料一覧 賦課期日は4月1日。年度中に65歳になるか、市に転入した人は、介護保険資格の取得日が賦課日です。

所得段階	対象者	基準額	負担率	年間保険料
第1段階	本人が市市民税非課税※1 世帯※2全員が 市民税非課税	年額 6万 2400円	0.300	1万8,720円
第2段階	生活保護・老齢福祉年金※3を受給している人 前年の課税年金収入金額※4+年金以外の合計所得金額※5が80万円以下		0.500	3万1,200円
第3段階	前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下		0.700	4万3,680円
第4段階	前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が120万円を超える		0.875	5万4,600円
第5段階	前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が80万円以下		1.000	6万2,400円
第6段階	前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が80万円を超える		1.200	7万4,880円
第7段階	前年の合計所得金額が125万円未満		1.300	8万1,120円
第8段階	前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満		1.500	9万3,600円
第9段階	前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満		1.700	10万6,080円
第10段階	前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満		1.800	11万2,320円
第11段階	前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満		1.900	11万8,560円
第12段階	前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満		2.000	12万4,800円
第13段階	前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満		2.100	13万1,040円
	前年の合計所得金額が1,000万円以上			

※1 市民税の所得割と均等割が課税されていないこと ※2 住民票の世帯 ※3 明治44年4月1日以前生まれの人に支給される特例的な年金 ※4 国民年金法や厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない ※5 地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費などを控除した額)から、土地などの譲渡所得の特別控除額を控除した額。税制改正で合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた金額と同額